

申請書の書き方

町民税

令和 年度 個人の 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

県民税

丸森町長宛 令和 年 月 日	申請者	住所又は 所在地	申請者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称を記入してください。
		氏名又は名称 及び代表者	ただし、申請に係る事務所等の所在地が申請者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地と異なるときは、申請に係る事務所等の所在地及び名称を記入してください。 印
特別徴収義務者指定番号		9から始まる番号を記入してください。	電話番号

地方税法第321条の5の2の規定により特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

納期の特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以後の支給に係る給与所得及び退職所得に対する特別徴収税額						
	年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受けれる者の人員及び各月の支給金額	人数	人	人	人	人	人	人
	金額	円	円	円	円	円	円
上記のうち、臨時に雇用している者の数及び支給金額	年月	年 月	申請の日前6ヶ月間の各月末の給与支払を受けの方の総人員数・総支給額を記入してください。 (丸森町に納税される方のみではありませんのでご注意ください。)				
	人数	人	この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数をそれぞれ記入してください。				
	金額	円					
現に住民税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由に因るものであるときはその理由	該当する場合に限り、必要事項を記入してください。						
申請の日前1年内に納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合にはその年月日	令和 年 月 日取消						

* 納期特例を申請する場合は、申請書を4月15日までに提出してください。期限以降の申請については、次年度からの適用となりますので、ご注意ください。

申請についての注意事項（提出期限は4月15日まで）

町民税県民税特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収事務者は、その者から給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常には10人に満たないということであって多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、丸森町に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当等から特別徴収した税額をそれぞれ次に掲げる期限までに納入しなければなりません。

6月から11月までの支給分 12月10日まで

12月から翌年5月までの支給分 6月10日まで

(納期限が土、日、祝日の場合はその翌日まで)

(4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく丸森町に届け出なければなりません。

(5) 納期の特例は、その承認の通知が到達するまでは通常の例によりその給与等を支払った日の属する月の翌月10日までに納入しなければなりません。

(注) 滞納や著しい納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがあります。